



平成27年(ワ)第121号 損害賠償請求事件

原告 吉田益夫

被告 有限会社 銀 徳 外1名

準備書面(1)

平成27年 7月 1日

和歌山地方裁判所 民事部ハ1係 御中

上記被告ら代理人 弁護士 豊 田 泰 史



同 弁護士 太 田 達 也



同 弁護士 重 藤 雅 之



原告は、以下のとおり、被告準備書面(平成27年6月4日付け)に対して認否と反論を行う。

1 「第1」について

(1) 「1」について

全て否認する。

原告はサーバー上からデータが消失したと主張するが、何ら証拠がない。

また、仮にデータが消失しているとしても、原告自身が「CD-ROMにてデータ提供を申し出」と述べていることから明らかなおおりに、データの保存は可能であったのであるから、保存作業をせずデータを消失させたのは原告自身の判断によるものである。

(2) 「2」について

全て否認する。

原告は、プロバイダ責任制限法3条を持ち出しデータ保管義務の所在に関する主張をするようであるが、まったく独自の見解というほかない。

(3) 「3」について

全て否認する。

2 「第2」について

否認する。

原告の仮処分申立てには何らの違法性もない。

3 「第3」について

全て否認する。

原告は、投稿の削除が「大きな損失」であると述べるが、何が損失であるのか自体不明である。

また、投稿者の著作権侵害の点については、投稿が削除されたからといって著作権侵害が発生するとは限らず、しかも、原告自身がデータの全てを削除したと述べていることからすれば、投稿を行った人物の特定は不可能であるため、原告が損害賠償責任を負うことは考えられない。

なお、原告は損害額についても言及しているが、その根拠としている裁判例は、差し止めを求めた被害者から侵害者に対する損害賠償請求の事案であり、判決内容も侵害者に対して賠償を命じたもので、本件とは全く関連性がない。

以 上